

## 第 13 号議案

# 令和 8 年度事業計画及び収支予算について

### 1 園芸農業をめぐる情勢

園芸農業を取り巻く環境には厳しいものがあり、後継者不足や担い手の高齢化、園地の基盤整備や規模拡大の遅れによる生産基盤の脆弱化、国際情勢等を受けた燃油や生産資材などの価格の高止まりなど、さまざまな問題が進行している。

また、近年は、地球温暖化の影響等から、全国で自然災害の発生や異常気象が常態化しており、農業生産に大きな影響を与えている。

特に、本県を代表する果樹のおうとうは、開花期の強風、降雨、低温の影響で訪花昆虫の活動がにぶく着果数が少なかったことに加え、5月末から6月初めの降雨の影響による裂果、さらに6月以降の急激な気温上昇による果実の劣化や収穫ロスも重なり、平成以降で最も少ない収穫量となった。令和6年度に続き2年連続の不作に対して、県では「山形さくらんぼ産地再生会議」で今後の栽培面積や収穫量に関する方針を確認、「さくらんぼ産地再生ビジョン」を策定し、取組みを進めることとしている。

その他の果樹においても、7月以降の高温少雨により幅広い品目で果実肥大不足や着色不良などが生じるなど、気候変動の影響を受

けている。

野菜では、4月から5月にかけての日照不足、6月以降の急激な気温上昇、7月以降の高温少雨などの極端な気象が、多くの品目の作柄に影響を及ぼした。

このような中、山形県では、令和7年度から令和10年度を実施期間とする「第5次農林水産業元気創造戦略」に基づき園芸農業の振興に取り組んでおり、さらに「地球温暖化に対応した農林水産研究開発ビジョン」を改訂し、中長期的な気候変動に対応することとしている。

## 2 青果物等価格安定対策

当協会は、こうした状況のなか、国・県等の施策等にのっとり、園芸農業のセーフティネット機能として、青果物の著しい価格下落に対し、補給金を交付することにより生産農家が被った損失の一部を補てんし、生産農家の経営安定に寄与するよう引き続き努める。

野菜は、天候の影響を受けて作柄が変動しやすいことに加え、本県をはじめとして、全国的に生産振興に力を入れている地域が多いことから、需給バランスが崩れる懸念も大きくなっている。

一方で、近年の交付予約数量については、収入保険への移行、生

産者の高齢化による離農や、気候変動に伴う高温等の影響により取引価格が高値で推移していることによる価格安定制度の恩恵が受けられなくなった等の理由で、減少が続いている。

本協会としては、価格安定制度への加入を推進することで、生産者の懸念を低減し、生産振興に取り組みやすい環境の構築と着実な所得向上に繋げるよう努めていく。

### 3 果樹関連対策

果樹経営支援対策事業（国庫、令和8年度当初予算）及び果樹先導的取組支援事業（国庫、令和7年度補正予算）は、果樹の競争力の高い産地を育成するため、果樹生産農家が優良品目・品種への転換、小規模園地整備、廃園対策、用水・かん水施設等を行うことにより、経営基盤の強化や競争力のある産地の育成を図る。

また、果樹未収益期間支援事業（国庫）は、果樹経営支援対策事業及び果樹先導的取組支援事業により優良な品目・品種への改植を実施後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの経費の一部を助成する事業である。

これらの事業について、JAやまがた、天童市、さがえ西村山、村山市、東根市、置賜、鶴岡市、酒田市本楯地区及び遊佐町の9産地協議会において実施する。

#### 4 園芸作物等活性化関連対策

- (1) 指定野菜価格安定対策事業にかかる野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業を行う。
- (2) 経理及び指定野菜価格安定対策事業に関する全農山形県本部からの受託事業に取り組む。

#### 5 公益社団法人としての協会運営

安定した事業執行により県内生産農家への支援を継続するとともに、国における公益法人制度改革への対応が求められている。こうした業務を着実に執行するための適切な職員体制の確保と、それを支える安定的な収入の確保に努めていく。

##### (1) 公益法人制度改革

令和7年4月に施行された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の改正に伴い、会計基準の見直しによる財務諸表の大幅な変更などに対応する必要がある。

協会においても、令和8年度以降、新会計基準の適用に向けて具体的な準備を開始する。

##### (2) 業務量に応じた適正な職員体制の確保

近年、果樹支援関係業務の事業メニューの増加等により、事業申請数及び補助金交付額が大幅に増加しており、これに伴い業務

量が著しく増加している。

これに加え、上記（１）の対応もあり、さらに業務量が増えていく見込みである。

このため、業務量等に応じた適正な職員配置を確保するとともに、職員の能力経験を活かして適切な業務執行に努めていく。

併せて、令和７年度新規採用職員の育成を進め、ベテラン正職員の退職後も安定的な業務執行体制の構築を図る。

### （３）安定的な収入の確保

令和６年度に開始した安全な国内債券による効率的な資金運用により、将来に渡る安定的な財源を確保したところである。今後も、運用可能な資金の状況や上昇傾向にある金利状況を踏まえて、本会「資金運用規程」に基づき、安全かつ効率的な資金運用を行い運用益収入の確保を図る。

また、全農山形県本部から園芸作物関連委託事務を受託するなどし、引き続き安定的な収入の確保に努めていく。

令和8年度収支予算

<収入の部>

科目	予算額	前年度予算額	差引
	千円	千円	千円
<価格安定対策事業>	198,167	237,421	-39,254
交付準備金収入	197,584	237,227	-39,643
野菜交付準備金収入	( 175,149 )	( 214,478 )	( -39,329 )
特定野菜交付準備金収入	( 22,435 )	( 22,749 )	( -314 )
交付準備金運用益収入	583	194	389
<果樹関連対策事業>	200,000	200,000	0
果樹経営支援対策事業補助金収入	100,000	100,000	0
果樹先導的取組支援事業補助金収入	100,000	100,000	0
<野菜生産出荷安定資金造成事業>	3,023	3,023	0
指定野菜準備金補助金収入	3,023	3,023	0
<管 理 費>	32,492	28,690	3,802
財産運用収入	76	76	0
特定資産運用収入	5,950	6,918	-968
特別基金運用益	( 413 )	( 413 )	( 0 )
積立金運用益	( 130 )	( 113 )	( 17 )
預かり出資金運用益	( 5,407 )	( 6,392 )	( -985 )
事務費補助金収入	13,145	10,695	2,450
山形県補助金	( 6,753 )	( 5,041 )	( 1,712 )
中央果実協会	( 6,392 )	( 5,654 )	( 738 )
事務負担金収入	3,308	3,393	-85
事務受託収入	6,860	6,810	50
全農山形	( 5,500 )	( 5,500 )	( 0 )
農畜産機構	( 1,360 )	( 1,310 )	( 50 )
雑収入	487	798	-311
積立金取崩収入	2,666	0	2,666
収入合計	433,682	469,134	-35,452

<支出の部>

科目	予算額	前年度予算額	差引
	千円	千円	千円
<価格安定対策事業>	198,167	237,421	-39,254
補給金	188,322	194,175	-5,853
野菜補給金	( 167,057 )	( 171,612 )	( -4,555 )
特定野菜補給金	( 21,265 )	( 22,563 )	( -1,298 )
返戻金	9,262	43,052	-33,790
野菜返戻金	( 8,092 )	( 42,866 )	( -34,774 )
特定野菜返戻金	( 1,170 )	( 186 )	( 984 )
交付準備金運用益繰入	583	194	389
<果樹関連対策事業>	200,000	200,000	0
果樹経営支援対策事業費	100,000	100,000	0
果樹先導的取組支援事業費	100,000	100,000	0
<野菜生産出荷安定資金造成事業>	3,023	3,023	0
納付金	3,023	3,023	0
<管 理 費>	32,492	28,690	3,802
会議費	734	842	-108
人件費	22,872	18,424	4,448
役員報酬	( 5,879 )	( 4,383 )	( 1,496 )
給料手当	( 12,633 )	( 11,407 )	( 1,226 )
社会保険料(役員分)	( 881 )	( 665 )	( 216 )
社会保険料(職員分)	( 1,949 )	( 1,762 )	( 187 )
退職給付引当金繰入	( 1,530 )	( 207 )	( 1,323 )
旅費交通費	703	727	-24
事務費	7,297	6,870	427
消耗品費	( 60 )	( 30 )	( 30 )
印刷製本代	( 663 )	( 654 )	( 9 )
通信運搬費	( 795 )	( 609 )	( 186 )
図書費	( 99 )	( 99 )	( 0 )
事務所費	( 1,929 )	( 1,929 )	( 0 )
賃金	( 3,205 )	( 3,043 )	( 162 )
社会保険料	( 546 )	( 506 )	( 40 )
諸経費	886	1,827	-941
雑費	( 886 )	( 1,827 )	( -941 )
支出合計	433,682	469,134	-35,452

※ 定款の規定により、常勤の理事(常務理事)に対して報酬を支払うこととし、令和8年度は7,000千円以内の額とする。

# 令和8年度 収支予算書総括表(損益ベース)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

科 目	予算額	前年度予算額	比較
I 一般正味財産増減の部	千円	千円	千円
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業の部	400,607	490,384	-89,777
受取交付準備金振替額	197,584	287,361	-89,777
受取事業費補助金振替額	203,023	203,023	0
管理の部	29,826	24,963	4,863
基本財産運用益	76	49	27
特定資産運用益	5,950	3,192	2,758
受取事務費補助金	13,145	10,137	3,008
受取事務負担金	3,308	4,212	-904
事務受託金	6,860	6,810	50
雑収益	487	563	-76
経常収益計	430,433	515,347	-84,914
(2) 経常費用			
事業の部	400,607	490,384	-89,777
補給金	188,322	235,268	-46,946
返戻金	9,262	52,093	-42,831
事業費補助金	203,023	203,023	0
管理の部	32,492	24,963	7,529
管理費	32,492	24,963	7,529
会議費	734	609	125
人件費	22,872	12,727	10,145
旅費交通費	703	880	-177
事務費	7,297	9,206	-1,909
諸経費	886	1,541	-655
経常費用計	433,099	515,347	-82,248
当期経常増減額	-2,666	0	-2,666
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-2,666	0	-2,666
一般正味財産期首残高	24,972	24,035	937
一般正味財産期末残高	22,306	24,035	-1,729
II 指定正味財産増減の部			
特別事業資金	0	0	0
事業調整資金	0	0	0
交付準備金	3,698	14,528	-10,830
準備金運用益	583	3	580
事業費補助金	203,023	203,023	0
一般正味財産への振替額	-400,607	-490,384	89,777
当期指定正味財産増減額	-193,303	-272,830	79,527
指定正味財産期首残高	223,466	301,981	-78,515
指定正味財産期末残高	30,163	29,151	1,012
III 正味財産期末残高	52,469	53,186	-717

# 令和8年度 事業会計別収支予算書(損益ベース)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

科 目	予 算 額						
	公益目的事業会計				収益事業等会計	法人会計	合計
	価 格 対 策 事	果 樹 業	関 連 業	小 計	園芸作物関連 受託事務		
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
事業の部	200,607	200,000	400,607	0	0	400,607	
受取交付準備金振替額	197,584	0	197,584	0	0	197,584	
受取事業費補助金振替額	3,023	200,000	203,023	0	0	203,023	
管理の部	11,421	6,805	18,226	5,500	6,100	29,826	
基本財産運用益	0	0	0	0	76	76	
特定資産運用益	0	413	413	0	5,537	5,950	
受取事務費補助金	6,753	6,392	13,145	0	0	13,145	
受取事務負担金	3,308	0	3,308	0	0	3,308	
事務受託金	1,360	0	1,360	5,500	0	6,860	
雑収益	0	0	0	0	487	487	
経常収益計	212,028	206,805	418,833	5,500	6,100	430,433	
(2) 経常費用							
事業の部	200,607	200,000	400,607	0	0	400,607	
補給金	188,322	0	188,322	0	0	188,322	
返戻金	9,262	0	9,262	0	0	9,262	
事業費補助金	3,023	200,000	203,023	0	0	203,023	
管理の部	8,040	18,470	26,510	5,500	482	32,492	
管理費	8,040	18,470	26,510	5,500	482	32,492	
会議費	95	157	252	0	482	734	
人件費	3,824	13,568	17,392	5,480	0	22,872	
旅費交通費	237	446	683	20	0	703	
事務費	3,577	3,720	7,297	0	0	7,297	
諸経費	307	579	886	0	0	886	
経常費用計	208,647	218,470	427,117	5,500	482	433,099	
当期経常増減額	3,381	-11,665	-8,284	0	5,618	-2,666	
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	3,381	-11,665	-8,284	0	5,618	-2,666	
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	24,972	24,972	
一般正味財産期末残高	3,381	-11,665	-8,284	0	30,590	22,306	
II 指定正味財産増減の部							
特別事業資金	0	0	0	0	0	0	
事業調整資金	0	0	0	0	0	0	
交付準備金	3,698	0	3,698	0	0	3,698	
受取交付準備金	3,698	0	3,698	0	0	3,698	
準備金運用益	583	0	583	0	0	583	
受取交付準備金運用益	583	0	583	0	0	583	
事業費補助金	3,023	200,000	203,023	0	0	203,023	
受取事業費補助金	3,023	200,000	203,023	0	0	203,023	
一般正味財産への振替額	-200,607	-200,000	-400,607	0	0	-400,607	
(交付準備金)	-197,584	0	-197,584	0	0	-197,584	
(事業費補助金)	-3,023	-200,000	-203,023	0	0	-203,023	
当期指定正味財産増減額	-193,303	0	-193,303	0	0	-193,303	
指定正味財産期首残高	194,677	24,279	218,956	0	4,510	223,466	
指定正味財産期末残高	1,374	24,279	25,653	0	4,510	30,163	
III 正味財産期末残高	4,755	12,614	17,369	0	35,100	52,469	

## 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(1) 資金調達の見込みについて

当期中に借入れによる資金調達の予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

当期中に重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

【法人の事業について】

事業 年度	自 8 年 4 月 1 日	法人コード	A022106
	至 9 年 3 月 31 日	法人名	公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会

1. 事業の一覧

事業の区分		事業 番号	事 業 の 内 容
公益目的事業		公 1	国民の重要な食料である青果物等の計画的かつ安定的な生産を支援するとともに、計画生産を行う生産者に対し市場価格低落時に価格差補給金を交付すること等により、持続的な生産活動の継続、地域経済・社会の発展及び消費者への安定した青果物供給に資する事業
収益事業 等	収益事業	収 1	
	その他の 事業	他 1	関係機関が実施する山形県園芸作物の安定的な販売と生産振興を目的とした事業の一部（事務）を受託する事業
		他 2	そば流通安定化対策事業

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号	公	1
------	---	---

[2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		定款第3条、第4条	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)		
19	本県の基幹産業である農業における青果物は、米に次ぐ重要な主要産物で、当該作物の計画的かつ安定的な生産販売は農業及び農村の持続的な発展に不可欠なものであり、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。		
21	当該事業は、青果物等の計画的かつ安定的な生産出荷を図るため、青果物等の市場販売価格の低落時に補給金を交付するもの及び果樹産地の構造改善を推進するもので、農業の継続的発展と国民の消費生活の安定を図るものであり、「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」に該当する。		
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
	<p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>(注) 2. (事業の合目的性) ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(A) 青果物等価格安定対策事業</p> <p>(1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>1. 事業目的</p> <p>本協会は県下全域の不特定青果物生産者の経営安定と本県青果物生産の振興を図り、生産出荷の安定化を推進することによって、国民生活に不可欠である青果物の安定供給の確保を事業目的としており、最終受益者は一般消費者であることから不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的とはしていない。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア. 受益の機会の公開</p> <p>本事業は、広く県下全域の不特定青果物生産者を対象としており、補給金交付の対象を特定していない。本事業を受益する機会はいつでも青果物生産者一般に開放しており、いつでも共同出荷組織による共同販売に参加すれば受益者となり得る。又、事業概要を記載したパンフレットを作成・配布する等、交付対象者の拡大（受益の拡大）に努めている。</p> <p>尚、上記事業目的に記載したとおり特定の団体のみを対象とするわけではなく、広く国民の消費生活の安定に寄与するものである。</p> <p>イ. 事業の質を確保するための方策</p> <p>本協会の青果物等農業及び補助事業に精通し、専門的知見を有する担当者が事業計画の策定から立案の指導、事業実績の検討など事業の推進にあたっている。</p> <p>本協会は、共同出荷組織である農業協同組合、市町村に対し事業の主旨や推進にあたっての技術的、事務的な取り扱いについて地域ごとの会議や現地に赴いてのきめ細やかな指導と支援を行っている。</p> <p>ウ. 審査、選考の公正性の確保</p> <p>事業の実施にあたっては、国及び県等の実施要綱・要領はもとより、協会の業務執行について定めた業務方法書等に基づき、事業対象者と利害関係を持たない、事業に精通し、専門的知見を有する協会の担当者が事業計画承認等の審査を行っている。</p> <p>エ. その他</p> <p>該当なし。</p> <p>※以降、以下の事業も同様に記載</p> <p>(2) 野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業</p> <p>(3) 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業</p> <p>(4) 果実加工需要対応産地育成事業</p> <p>(5) 契約特定野菜等安定供給促進事業</p> <p>(B) 果樹関連対策事業：</p> <p>(1) 果樹経営支援対策事業（整備事業）</p> <p>(2) 果樹経営支援対策事業（未収益期間支援事業）</p> <p>(3) 果樹等緊急対策事業</p>	

[3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注2）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	公益目的事業比率	
公1	国民の重要な食料である青果物等の計画的かつ安定的な生産を支援するとともに、計画生産を行う生産者に対し市場価格低落時に価格差補給金を交付すること等により、持続的な生産活動の継続、地域経済・社会の発展及び消費者への安定した青果物供給に資する事業	98.29	%

[1] 事業の概要について (注1)

<p>1. 事業の趣旨</p> <p>国民の食生活に不可欠な食料の一つである青果物等の生産販売は、その年の気象変動や不測の気象災害により生産量・供給量が左右され、さらに輸入動向も加わって市場販売価格が不安定となりやすく、計画的かつ安定的な生産出荷に向けた対応が求められている。</p> <p>本協会は、青果物等の計画的な生産を図るため、卸売市場における販売価格下落時に補給金を交付する事業を実施するとともに、果樹の優良品目・品種等に転換する支援対策事業の実施による生産基盤の構築を図るなど、青果物等を計画的かつ安定的に生産を行う産地の育成と国民への食料安定供給に資するための事業を実施している。</p> <p>なお、個別事業(A)及び(B)の事業は、青果物を消費者に安定供給するために再生産可能な産地体制の確立、維持という共通の目的を達成するための事業と位置付けられることから、公益目的事業として一つにまとめたものである。</p> <p>(公益目的事業の構成)</p> <p>(A) 青果物価格安定対策事業：</p> <p>(1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>(2) 野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業</p> <p>(3) 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業</p> <p>(4) 果実加工需要対応産地育成事業</p> <p>(5) 契約特定野菜等安定供給促進事業</p> <p>(B) 果樹関連対策事業：</p> <p>(1) 果樹経営支援対策事業 (整備事業)</p> <p>(2) 果樹経営支援対策事業 (未収益期間支援事業)</p> <p>(3) 果樹等緊急対策事業</p> <p>2. 個別事業の内容について</p> <p>(A) 青果物等価格安定対策事業</p> <p>(1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>【目的及び事業概要】</p> <p>青果物等は天候の影響を受けやすく、時として市場価格等が著しく低下することにより、生産意欲の減退や翌年以降の再生産に必要な収入の確保が困難になり、消費者への安定供給が懸念される場合も生ずる。</p> <p>当事業は、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、青果物等の再生産が阻害されないよう対応することを目的として、青果物等の市場価格があらかじめ設定した保証基準価格(※1)を下回った場合に、あらかじめ造成した資金(以下、「交付準備金(※2)」)という。)から生産者に対し補給金を交付する。</p> <p>制度の仕組みは、別紙のとおり。</p> <p>&lt;※1 保証基準価格について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる青果物の過去6年間にわたる市場での単位当たりの取引価格の平均に、ある一定の割合を掛けて設定する価格。</li> </ul> <p>基準価格には、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証基準価格=補給金交付を発動する目安となる単位当たりの価格</li> <li>最低基準価格=満額の補給金を交付する目安となる単位当たりの価格</li> <li>造成単価=単位当たりの造成する資金の単価。保証基準価格と最低基準価格の差額に一定割合を掛けて設定される。</li> </ul> <p>&lt;※2 交付準備金について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補給金を交付する財源として、後記【財源(交付準備金の資金造成割合)】に記した割合で各団体が事前に積み立てる資金。</li> <li>補給金の交付対象となる品目毎に設定する上記の※1の造成単価と事前に申し込む数量により積み立てる資金の額が決定される。</li> </ul> <p>【交付対象品目】</p> <p>○ 国民の生活上及び地域農業振興上の重要性から野菜生産出荷安定法(以下、「野菜法」という。※3)で特に重要な野菜として指定された野菜(以下「指定野菜」という。※4)と同法施行規則で指定野菜に準じるものとして規定された野菜(以下、「特定野菜等」という。※4)の中から山形県知事が選定した野菜を対象とする。山形県ではアスパラガス、生しいたけ、にらの3品目を対象としている。</p> <p>&lt;※3 野菜法について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和41年の第51回国会において成立、同年7月1日法律第103条として公布された。</li> <li>昭和51年には、野菜の農業生産及び国民の消費生活に占める重要性の増大、野菜消費の多様化及び平準化、流通の広域化の進展等の野菜に関する諸事情の変化に対応して、◎指定消費地域(京浜地域等主要都市の区域)の拡大、◎野菜供給安定基金協会の設立(独立行政法人農畜産業振興機構(以下、「機構」という。))の前身団体の一団体)、◎都道府県の野菜価格安定法人に対する助成制度の創設を柱とした法改正が行われた。</li> </ul> <p>&lt;※4 指定野菜及び特定野菜等の品目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定野菜(14品目)：キャベツ、だいこん、(タマネギ)、はくさい、きゅうり、さといも、トマト、なす、にんじん、ねぎ、(ばれいしょ)、ピーマン、ほうれんそう、レタス(ただし、「タマネギ」と「ばれいしょ」は本補給事業の対象外)</li> <li>特定野菜等(29品目)：アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ(乾燥したものを除く。)、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン(温室メロンを除く。)、やまのいも、れんこん(このうち、アスパラガス、スイートコーン、ブロッコリーは重要特定野菜)</li> <li>上記のうち本事業の対象野菜(知事選定の野菜)：アスパラガス、生しいたけ、にら</li> </ul> <p>【交付対象者】</p> <p>○ 山形県内産地で継続的にまとまった量を計画的に生産し、共同出荷組織(農業協同組合等)に出荷する生産者又は直接市場へ出荷する大規模生産者。(以下、要件を満たす共同出荷組織及び大規模生産者を「共同出荷組織等」という。)なお、事業実施にあたり、産地及び出荷について一定の事業要件(※5)が課せられる。</p> <p>○ 共同出荷組織とは、生産者から特定野菜等の出荷の委託を受けて、野菜法施行令第1条及び知事が指定した対象市場(関東地域で開設されている中央卸売市場など)に出荷する組織をいう。</p>
--

<※5 事業要件について>

- ・当該事業を行うには、品目ごとに産地及び出荷に関し以下の要件を満たすこと。
  - ア. 面積：5ha以上（一部軟弱野菜は3ha以上、生しいたけはほだ木がおおむね5万本以上）
  - イ. 出荷数量：指定消費地（関東地方など）へのお荷量が2分の1以上又はその見込みが確実なこと。
  - ウ. 共同出荷組織等の出荷量：当該産地の生産量の3分の2以上又はその見込みが確実なこと。特定野菜又は指定野菜の作付けを2品目（種別）以上行っている複合産地では、それぞれの品目で2分の1以上又はその見込みが確実なこと。
- ・共同出荷組織等がこの要件に該当するかの審査については、共同出荷組織等からの申請を受けて、山形県知事が東北農政局と協議し、認定することになっている。

【法人の位置づけ】

- 国が制定した特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領に、事業を行う野菜価格安定法人として位置づけられている。
- 当協会のような法人は各都道府県に1つずつ存在する。

【財源（交付準備金の資金造成割合）】

- ・農協（生産者）=1/3、県=1/3、機構=1/3
- ※但し、重要特定野菜については、農協（生産者）=1/4、県=1/4、機構=2/4
- 機構（特定野菜等価格差補助助成金として）
- 県（山形県青果物価格安定対策事業費補助金として）

【事業のしくみ】

- 共同出荷組織等は、産地の生産出荷計画に基づき、補給金の交付対象となる品目と数量の予約（以下、「交付予約数量」という。）の申込書を協会に提出する。
- 提出のあった申込書に対し、協会は農業に精通し知見を有する担当者が精査し、必要に応じて指導を行い、機構及び山形県と協議の上、事業要件等に照らし妥当と認める場合にはその申込みを承認する。
- 協会は、申込みのあった交付予約数量に基づき、関係団体等（生産者、農協、県、機構）に対し、価格低落時の補給金を交付するための財源となる交付準備金の拠出依頼を行い、これにより拠出・造成された交付準備金の管理を行う。
- 協会は、申込みのあった対象品目毎に協会が調査し算定した市場販売価格が、あらかじめ機構から通知され山形県により承認された保証基準価格より下回った場合に、共同出荷組織等を通じて生産者に補給金を交付する。
- 交付にあたっては、共同出荷組織等からの補給金の交付申請内容について、協会の業務方法書等との整合性を審査した上で、補給金を交付する。
- 業務対象年間が終了し、新たな業務対象年間になる場合には、協会は共同出荷組織等に次対象年間の交付予約数量の申込みを依頼する。その際、取りまとめた交付予約数量に基づき計算する交付準備金の額が、協会に残存する交付準備金の額を下回った場合には、過剰となる資金を返戻金として関係団体等に返還する。
- 事業の流れは、別紙フローチャートのとおり。

【業務対象年間】

- 業務対象年間は3年。但し、補給金の交付により交付準備金に不足分が発生し、再造成する場合は業務対象年数を短縮し、新たな業務対象年数を始める。
- 業務対象年間中は、基準価格の見直しは行わない。

【令和8年度事業計画】

- ・交付予約数量 334t
- ・補給金交付予定額 21,265千円

(2) 野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業

【目的及び事業概要】

- 青果物等は天候の影響を受けやすく、時として市場価格等が著しく低下することにより、生産意欲の減退や翌年以降の再生産に必要な収入の確保が困難になり、消費者への安定供給が懸念される場合も生ずる。
- 当事業は、(1)の事業と同様に、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、青果物等の再生産が阻害されないよう対応することを目的として、青果物等の市場価格があらかじめ設定した保証基準価格を下回った場合に、あらかじめ造成した交付準備金から生産者に対し補給金を交付する事業であるが、(1)の事業要件に満たない産地等や品目を対象に(1)の事業を補完するものとして、(1)とは別の事業要件で県単独補助金を受けて行う事業である。

【交付対象品目】

- 山形県が制定した野菜等銘柄産地価格安定対策事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に、山形県を代表する生産物として選定された18品目。
- この中で、特に山形県として重要とみなす生産物を重点野菜等とし、それ以外を特産野菜と規定している。
- 重点野菜等=すいか、えだまめ、メロン、トマト、中玉トマト、ミニトマト、にら、ねぎ、アスパラガス、いちご、ストック
- 特産野菜=きゅうり、さやいんげん、生しいたけ、アールスメロン、おかひじき、食用ぎく、なめこ、えのきだけ、ひらたけ、ぶなしめじ、さといも

【交付対象者】

- 山形県内産地で継続的にまとまった量を計画的に生産し、農業協同組合（以下、「農協」という。）に出荷する生産者。なお、事業実施にあたり、産地及び出荷に関し一定の事業要件（※6）が課せられる。

<※6 事業要件について>

- ・当該事業を行うには、産地及び出荷に関し以下の要件を満たすこと。
  - ア. 農協が全国農業協同組合連合会山形県本部（以下「全農山形」という。）を通じて出荷販売したもので、次の条件によるもの。
    - (7) 無条件委託販売であること。
    - (4) 県の定める青果物標準出荷規格によること。
    - (ウ) 共同選果品又は検査品であること。
    - (イ) 販売代金の精算が農協以上の単位で共同計算方式によること。

【法人の位置づけ】

- 実施要領に事業実施主体として位置づけられている。

【財源（交付準備金の資金造成割合）】

- ・生産者=35%、農協=2.5%、全農山形=2.5%、市町村=10%、県=50%
- 県（山形県青果物価格安定対策事業費補助金として）
- 市町村（補助金又は負担金として）

【事業のしくみ】

- 農協は、業務対象年間が始まるにあたって、傘下の生産者から産地の生産出荷計画に基づき補給金の交付対象となる品目と数量の予約（以下、「交付予約数量」という。）を取りまとめ、市町村と協議の上、申込書を協会に提出する。

- 提出のあった申込書に対し、協会は農業に精通し知見を有する担当者が精査し、必要に応じて指導を行い、山形県と協議の上、事業要件等に照らし妥当と認める場合にはその申込みを承認する。
  - 協会は、申込みのあった交付予約数量に基づき、関係団体等（生産者、農協、全農山形、市町村、県）に対し、価格低落時の補給金を交付するための財源となる交付準備金の拠出依頼を行い、これにより拠出・作成された交付準備金の管理を行う。
  - 協会は、申込みのあった対象品目毎に協会が調査し算定した市場販売価格が、あらかじめ山形県により承認された保証基準価格より下回った場合に、農協を通じて生産者に補給金を交付する。
  - 交付にあたっては、農協からの補給金の交付申請内容について、協会の業務方法書等との整合性を審査した上で、補給金を交付する。
  - 協会は年度毎に農協に対し次年度の交付予約数量の申込み（見直し）を依頼する。
- その際、取りまとめた交付予約数量に基づき計算する交付準備金の額が、協会に残存する交付準備金の額を下回った場合には、過剰となる資金を返戻金として関係団体等に返還する。
- この他に、当事業の適正な運営を図ることを目的に、当事業の実需者となる生産者から各生産者が申し込んだ品目の交付準備金に応じた事務負担金を徴収し、事業の運営経費に充てている。
  - 事業の流れは、別紙フローチャートのとおり。

【業務対象年間】

- 業務対象年間は3年。交付予約数量の見直しは、毎年度実施できる。
- 業務対象年間中は、基準価格の見直しは行わない。

【令和8年度事業計画】

- ・ 交付予約数量・・・2,794t（野菜）、1,936千本（花き）
- ・ 補給金交付予定額・・・167,057千円

(3) 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業

【目的及び事業概要】

青果物等は天候の影響を受けやすく、時として市場価格が著しく低下することにより、生産意欲の減退や翌年以降の再生産に必要な収入の確保が困難になり、消費者への安定供給が懸念される場合も生ずる。

国民の生活上及び地域農業振興上の重要性から、野菜生産出荷安定法（以下、「野菜法」という。）で規定された指定野菜（14品目（※7））を対象品目に、独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「機構」という。）が実施する指定野菜価格安定対策事業（以下、「指定野菜事業」という。）について、山形県が機構に対し造成する資金を当協会を通じて機構へ納付する事業を行っている。

指定野菜事業は、指定野菜の市場価格が、あらかじめ設定した保証基準価格を下回った場合に、あらかじめ造成した資金から生産者に対し補給金を交付する事業であり、対象となる産地は、最も規模が大きく、安定供給を担う産地となるため、事業要件も(1)、(2)の価格安定事業より厳しい内容となっているが、その分国が補助する割合が大きく、産地の生産者に及ぼす効果も大きい。

なお、当協会は、機構による指定野菜事業の実施にあたり、先に記載した(1)及び(2)の事業に加入している産地を、指定野菜事業の産地に移行できるよう、機構からの委託を受け、産地での事業説明会の開催、産地状況の調査、野菜の出荷状況や小売価格動向の調査、及び野菜法第10条に定める機構が行う登録を受けた生産者等の資格要件の確認等当該事業を行うに必要な調査事業も行っている。

<※7 指定野菜14品目について>

・ 野菜法第2条の政令で定める指定野菜は以下のとおり。

重要野菜：キャベツ、だいこんの一部（秋冬出荷のだいこん）、タマネギ、はくさいの一部（秋冬出荷のはくさい）

調整野菜・一般野菜：重要野菜以外のだいこん、きゅうり、さといも、トマト、なす、にんじん、ねぎ、重要野菜以外のはくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

【指定野菜事業の対象品目】

- 指定野菜14品目

【指定野菜事業の交付対象者】

○ 山形県内産地で継続的にまとまった量を計画的に生産し、登録出荷団体（全農山形）に委託販売をする共同出荷組織（農業協同組合等）に出荷する生産者。なお、事業実施には産地及び出荷に関し一定の事業要件（※8）が課せられる。

<※8 指定野菜事業の事業要件について>

・ 当該事業を行うには、産地及び出荷に関し以下の要件を満たすこと。

ア. 面積

(7) 20ha以上（キャベツ、だいこん、タマネギ、はくさい、さといも、にんじん、ねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス）

(4) 12ha以上（夏秋に出荷するきゅうり、トマト、なす、ピーマン）

(4) 8ha以上（冬春に出荷するきゅうり、トマト、なす、ピーマン）

イ. 出荷数量：指定消費地への出荷量が2分の1以上又はその見込みが、確実なこと。

ウ. 共同出荷組織の出荷量：当該産地の指定野菜の生産量の3分の2以上を越えているか、出荷量が2千トン以上の場合は2分の1以上又はその見込みが確実なこと。

【法人の位置づけ】

○ 国が制定した指定野菜価格安定事業実施要領に指定野菜価格安定資金の造成の円滑化に資する事業を行う野菜価格安定法人として位置づけられている。

【指定野菜事業の財源】

・ 重要野菜：登録出荷団体（全農山形）＝17.5%、県法人（山形県）＝17.5%、国＝65%

・ 調整野菜、一般野菜：登録出荷団体（全農山形）＝20%、県法人（山形県）＝20%、国＝60%

県（指定野菜価格安定対策資金造成事業費補助金として）

【事業のしくみ】

○ 指定野菜事業は、国及び県が行う野菜の価格安定対策事業の中で、生産規模が大きい産地を対象に、一般消費者の食生活により影響がある指定野菜を対象品目に行う価格安定対策事業である。

○ 指定野菜事業の事務手続きは、他の価格安定対策の手續きとほぼ同様に行われ、事業計画申請の承認から生産者への補給金の交付までの事業に係る事業実施主体は機構である。

○ 事務手続きは、当県の登録出荷団体から申し込まれた申込み数量に基づき、機構から指定野菜事業を実施するため必要な山形県の納付額と残存資金が協会に提示される。

○ 協会は、その内容を山形県に通知し、山形県では残存資金を考慮し、追加する補助金の交付について協会に連絡する。

○ 連絡を受けた協会は、その内容を取りまとめ機構に通知する。

○ 機構は、通知された内容から当該年度の資金造成計画を協会に通知し、これを受けた協会は、山形県に補助金造成計画を提出する。

○ 山形県から補助金の内示を受けた協会は、県に対し補助金交付申請を行い、山形県から補助金が交付されたのち、協会は速やかに機構に対し当該補助金を納付金として納付する。

○ 機構は、申込みのあった対象品目毎に市場調査を行い、算定した市場販売価格が、あらかじめ機構が設定した保証基準価格より下回った場合に、登録出荷団体及び共同出荷組織等を通じて生産者に補給金を交付する。

○ この他、当協会は、指定野菜事業を的確に実施するため、機構からの委託を受け、産地での事業説明会を行うとともに、産地状況や出荷状況、小売価格動向の調査、登録生産者の資格要件の確認等を実施している。

○ 事業の流れは、別紙フローチャートのとおり。

【業務対象年間】

- 業務対象年間は3年。交付予約数量の見直しは、毎年度実施できる。
- 業務対象年間中は、基準価格の見直しは行わない。

【令和8年度事業計画】

- ・指定野菜事業・・・交付予定額 396,322千円（山形県内）
- ・造成円滑化事業・・・納付予定額 3,023千円

(4) 果実加工需要対応産地育成事業（加工原料用果実価格安定型）

【目的及び事業概要】

多様化する消費者ニーズは、果実加工製品に対しても目を向けられ、多くの需要を有するが、原料である果実を計画的かつ安定的に生産出荷するためには、低コスト生産技術の徹底と取引価格の安定が必要である。

本事業は、長期取引契約に基づく加工原料用果実の安定的な取引価格の実現を目的とし、当該果実の取引価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に補給金を交付する事業である。

【交付対象品目】

- 国の果実等生産出荷安定対策実施要綱及び要領に規定された缶詰原料用もも、果汁原料用もも

【交付対象者】

- 山形県内産地で継続的にまとまった量を計画的に生産及び集荷ができる、全国農業協同組合連合会山形県本部（以下「全農山形」という。）及び農業協同組合（以下、「農協」という。）に出荷する生産者。

【法人の位置づけ】

- 国が制定した果実等生産出荷安定対策実施要綱に事業実施主体として位置づけられている。

【財源（交付準備金の資金造成割合）】

- ・全農山形（生産者）＝25%、（公財）中央果実協会＝50%  
県（山形県青果物価格安定対策事業費補助金として）  
公益財団法人中央果実協会（以下、「中央協会」という。）（加工原料用果実価格安定対策資金造成補助金として）

【事業のしくみ】

- 農協は、傘下の生産者から産地の生産出荷計画に基づき、補給金の交付対象となる品目と数量の予約（以下、「交付予約数量」という。）を取りまとめ、全農山形に申込みをする。
- 全農山形は、農協からの数量を取りまとめ、協会に当該事業の基本計画書を提出する。
- 提出のあった計画書に対し、協会は農業に精通し知見を有する担当者が精査し、必要に応じて指導を行い、山形県と協議の上、中央協会に基本計画の承認申請を行う。
- 協会は、中央協会から基本計画の承認がおりしだい、全農山形に基本計画の承認を通知する。
- 基本計画承認後、協会は、申込みのあった交付予約数量に基づき、関係団体等（全農山形、県、中央協会）に対し、価格低落時の補給金を交付するための財源となる交付準備金の拠出依頼と、拠出により造成された交付準備金の管理を行う。
- 全農山形は、同時に交付予約数量に応じた取引に対し、果実加工業者と2年間にわたる年度ごとの加工果実の取引内容を記載した長期取引契約を結び、その内容を協会に報告する。
- 全農山形は、年度ごとの加工果実の取引終了後、その実績を協会に報告する。
- 協会は、その実績内容を精査のうえ、取引販売価格を算定し、その価格があらかじめ中央協会から通知され、山形県により承認された保証基準価格より下回った場合に、全農山形・農協を通じて生産者に補給金を交付する。
- 交付にあたっては、全農山形からの補給金の交付申請内容について、協会の業務方法書等との整合性を審査した上で、補給金を交付する。
- 協会は業務対象年が終了した場合に、全農山形を通じて新たな交付予約数量の申込みを依頼する。
- その際、取りまとめた交付予約数量に基づき計算する交付準備金の額が、協会に残存する交付準備金の額を下回った場合には、過剰となる資金を返戻金として関係団体等に返還する。
- 事業の流れは、別紙フローチャートのとおり。

【業務対象年間】

- 業務対象年間は2年間。
- 業務対象年間中の基準価格の見直しは行わない。
- 業務対象年間中は、初年度に補給金を支払い、交付準備金に不足額が生じても資金の再造成は行わず、残存資金を上限に2年目の事業を行う。

【令和8年度事業計画 なし】

(5) 契約特定野菜等安定供給促進事業

【目的及び事業概要】

青果物等は天候の影響を受けやすく、時として市場価格等が著しく低下することにより、生産意欲の減退や翌年以降の再生産に必要な収入の確保が困難になり、消費者への安定供給が懸念される場合も生ずる。

当事業は、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、青果物等の再生産が阻害されないよう対応することを目的として、実需者等（※9）と共同出荷組織等（農業協同組合、大規模生産者等）が締結した特定野菜等の供給に係る契約に基づき、取引された価格があらかじめ設定した保証基準価格を下回った場合に、あらかじめ造成した資金（以下、「交付準備金」という。）から生産者に対し補給金を交付する。

本協会では、過去に当該事業を実施したことはない。

<※9 実需者等について>

・特定野菜等を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行うもの。

【交付対象品目】

- 国民の生活上及び地域農業振興上の重要性から野菜生産出荷安定法（以下、「野菜法」という。）施行規則第8条で規定する特定野菜等29品目で以下のとおり。  
アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ（乾燥したものを除く。）、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン（温室メロンを除く。）、やまのいも、れんこん

【交付対象者】

- 山形県内産地で継続的にまとまった量を計画的に生産及び集荷ができ、事業要件を満たす共同出荷組織（農業協同組合等）に出荷する生産者及び大規模生産者。

【法人の位置づけ】

- 国が制定した契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領に事業を行う野菜価格安定法人として位置づけられている。

【財源（交付準備金の資金造成割合）】

・農協（生産者）=1/3、県=1/3、機構=1/3

独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「機構」という。）（契約特定野菜等安定供給促進助成金として）

【事業のしくみ】

○ 特定野菜等の市場価格が著しく低落した場合に、実需者等と共同出荷組織等（共同出荷組織、大規模生産者）が締結した特定野菜等の供給に係る契約に基づき、生産者が被ることになる損害を補てんするため、あらかじめ共同出荷組織等が選んだ以下の事業タイプにより補給金の交付を行う。

ア. 価格低落タイプ

・市場価格と連動して取引価格が設定された契約の取引に対し、平均の取引価格が機構が定める保証基準価格より低下した場合に補給金を共同出荷組織等を通じて生産者に交付する。

イ. 出荷調整タイプ

・作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行った野菜について、価格低落時に出荷調整のため産地廃棄等を行った場合に、当該廃棄量に対し、機構が定める保証基準価格又は契約価格のいずれか低い額の4割を補給金として共同出荷組織等を通じて生産者に交付する。

ウ. 数量確保タイプ

・定まった量及び定まった価格での安定供給を内容とする契約取引で、あらかじめ余裕を持った生産、出荷になるよう計画を立てた際、天候による作柄変動等生産農家の責に帰することができない原因で、自己の生産物では契約した数量を納品出来なくなった場合には、市場等に出荷を予定していたものを契約取引先に納品する、或いは供給不足を補うため市場や他の生産者団体等から購入し、契約数量の確保に努めることになる。その際の市場の販売価格或いは購入した価格が契約している取引価格と差が生じた場合に、その差額の一部を補給金として共同出荷組織等を通じて生産者に交付する。

○ 共同出荷組織等は、産地の生産出荷計画に基づき補給金の交付対象となる品目と数量の予約（以下、「交付予約数量」という。）の申込書を協会に提出する。

その際、上記の3タイプのいずれかの補給金を申し込むか実需者との取引契約内容と、その取引に係る生産者等一覧を添付する。

○ 提出のあった申込書に対し、協会は農業に精通し知見を有する担当者が精査し、必要に応じて指導を行い、機構及び山形県と協議の上、共同出荷組織等が特定野菜等供給産地育成価格差補給事業と同じ事業要件等を満たすか照らしあわせ、妥当と認める場合にはその申込みを承認する。

○ 協会は、申込みのあった交付予約数量に基づき、関係団体等（生産者、農協、県、機構）に対し、価格低落時の補給金を交付するための財源となる交付準備金の拠出依頼と、拠出により造成された交付準備金の管理を行う。

○ 協会は、申込みのあったそれぞれのタイプの対象品目毎に、協会が調査し算定した販売価格が、あらかじめ機構から通知され山形県により承認された基準価格より下回った場合に、共同出荷組織等を通じて生産者に補給金を交付する。

○ 交付にあたっては、共同出荷組織等からの補給金の交付申請内容について、協会の業務方法書等との整合性を審査した上で、補給金を交付する。

○ 業務対象年が終了し、新たな業務対象年間になる場合には、協会は共同出荷組織等に次対象年間の交付予約数量の申込みを依頼する。

その際、取りまとめた交付予約数量に基づき計算する交付準備金の額が、協会に残存する交付準備金の額を下回った場合には、過剰となる資金を返戻金として関係団体等に返還する。

○ 事業の流れは、別紙フローチャートのとおり。

【業務対象年間】

○ 業務対象年間は3年。但し、補給金の交付により交付準備金に不足分が発生し、再造成する場合は業務対象年数を短縮し、新たな業務対象年間を始める。

○ 業務対象年間中は、基準価格の見直しは行わない。

(B) 果樹関連対策事業

(1) 果樹経営支援対策事業（整備事業）

【目的及び事業概要】

生産者の高齢化や後継者の減少等、果樹農業を取り巻く環境は厳しい中、果樹産地の持続的な発展と消費者への果実の安定供給を図るためには、栽培作業の効率化と消費者ニーズの動向に即した果実の安定供給が肝要である。

本事業は低コスト・高品質果実の安定的な生産・供給と競争力の高い果樹産地の育成を目的として、産地協議会（※1）が策定した果樹産地構造改革計画（以下、「産地計画」という。）において、担い手と定められた生産者が行う優良品目・品種への転換（以下、「改植」という。）や果樹園内道路の整備、排水施設の設置等の小規模園地整備に要する経費に対し、補助するものである。

<※1 産地協議会について>

・産地をカバーする生産出荷団体、市町村、生産者の代表者、産地を管轄する山形県各総合支庁の農業技術普及課、農業委員会、農業共済組合等により組織された協議会。現在、山形県内には8協議会が組織されている。

【対象果樹】

○ 果樹農業振興特別措置法（以下、「果振法」という。）施行令で定められた13品目及び山形県果樹農業振興計画で定められた品目のうち、産地協議会が策定した産地計画に振興品目として位置付けた果樹。

○ 果振法で定められた13品目及び山形県果樹農業振興計画で定められた振興品目は以下のとおり。

・果振法で定められた13品目：かんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパイナップル

・上記以外で山形県果樹農業振興計画に定められた品目（3品目）：あけび、さるなし、ブルーベリー

・上記品目のうち、本事業の対象とする振興品目は、県内8つの産地協議会ごとに選定することとなるが、全体の延べ数では次の9品目となっている。

振興品目：りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、うめ、すもも、キウイフルーツ（協議会により、このうちの振興品目は異なる）

【支援対象者】

○ 産地計画で担い手と位置付けられた生産者

【法人の位置づけ】

○ 国が制定した果実等生産出荷安定対策実施要綱及び実施要領において当該事業の事業実施者として明記されている。

【財源】

・公益財団法人中央果実協会（以下、「中央協会」という。）=100%

（果樹経営支援対策事業補助金として）

【補助対象面積】

○ 改植：事業を行う園地面積が概ね2a以上

○ 小規模園地整備：事業を行う園地面積が概ね10a以上

【補助対象内容】

○ りんごからりんごへ改植する場合：改植する面積あたりの定額補助

○ 品目を変えて対象品目に改植する場合：改植に要した経費の1/2の定率補助

- 改植に要した経費とは、苗木代、元の果樹の伐採・抜根費用、肥料代、人件費等
- 小規模園地整備：園地の園内道路整備、園地の傾斜緩和、土壌の改良、排水路の整備及び用水・かん水施設の整備に要した経費の1/2の定率補助

【事業の仕組み】

- 支援対象者は、産地計画において振興品目と定められた果樹の改植や、小規模園地整備の事業計画書を作成し、農協及び市町村を経由して産地協議会に提出し、産地協議会での現地確認を受けた後に必要な書類を添付の上、計画書を協会に提出する。
- 提出のあった計画書に対し、協会は果樹農業に精通し、知見を有する担当者が各産地毎の産地計画に適合する計画書であるか、支援対象者毎に精査し、必要に応じて産地協議会、農協及び市町村を通じて支援対象者に指導を行う。
- 協会は、提出された計画書を県単位に取りまとめ、山形県及び中央協会と協議の上、妥当と認められる場合にはその計画を承認する。
- 計画承認を受けた支援対象者及び支援対象者から補助金交付申請書作成事務の委託を受けた農協は、補助金交付申請書を協会に提出し、協会はその内容を精査し、県単位に取りまとめた上で中央協会に対し補助金の交付申請を行う。
- 中央協会から補助金の交付決定を通知された後、協会は、支援対象者及び農協に対し交付決定の通知を行う。
- 支援対象者は、当該事業計画に基づく事業完了後、事業実績報告及び補助金支払請求書を作成し、事業計画提出の際と同じく農協及び市町村を経由して、産地協議会での現地確認を受けた後に、必要な書類を添付の上協会に提出する。
- 提出のあった事業実績報告及び補助金支払請求書に対し、協会は支援対象者毎実績内容が適正であるか精査し、必要に応じて産地協議会、農協及び市町村を通じて支援対象者に指導を行う。
- 協会は、提出された事業実績報告及び補助金支払請求書を県単位に取りまとめ、山形県には事業実績報告、中央協会には事業実績報告及び補助金支払請求書を提出する。
- 中央協会から事業実績確認と補助金の支払いが通知された後、協会は遅滞なく、支援対象者、或いは事務の委託を受けた農協に対し、補助金の支払通知と補助金の支払いを行う。
- 事業の流れは、別紙フローチャートのとおり。

【令和8年度事業計画】

- ・補助金交付予定額：100,000千円

(2) 果樹経営支援対策事業（未収益期間支援事業）

【目的及び事業概要】

果樹産地の持続的な発展と消費者ニーズの動向に即した果実の安定供給を行うためには、果樹農家の持続的な経営安定が図られなければならない。

果樹は永年性作物であるという特質から、改植後の数年間は収入が見込めないが、肥料、農業等の資材費及び人件費等の育成経費が必要である。本事業は、(1)の事業のうち、改植に係る事業を実施した場合の未収益期間の経営安定を図ることを目的として、改植を実施した後に経済的価値のある水準の収穫量が得られるまでの未収益期間（4年間）に要する経費について、定額で補助する事業である。

【対象果樹】

- 果振法施行令で定められた13品目及び山形県果樹農業振興計画における品目のうち、産地協議会が策定した産地計画に振興品目として位置付けた果樹。（整備事業に同じ。）

【支援対象者】

- (1)の事業で改植事業を実施した生産者

【法人の位置づけ】

- 国が制定した果実等生産出荷安定対策実施要綱及び実施要領において当該事業の事業実施者として明記されている。

【財源】

- ・中央協会＝100%（果樹未収益期間支援事業補助金として）

【補助対象面積】

- (1)の事業で改植を行う園地面積が概ね5 a以上

【補助対象内容】

- 改植する園地面積あたりの定額補助（10 a当たり＝20万円）

【事業の仕組み】

- 本事業は、(1)の事業と連動し行うものであることから、補助金の交付手続きについても整備事業（改植）を行う年度に一括して実施する。このことから、事務手続きも(1)事業の計画申請を行う際に本事業の計画申請も同時に行い、以降交付申請、実績報告及び補助金の支払まで(1)の事業と同時に行う。
- 事業の流れは、別紙フローチャートのとおり。

【令和8年度事業計画】

- ・補助金交付予定額・・・100,000千円

(3) 果樹等緊急対策事業

【目的及び事業概要】

果実の生産量は年により増減が生じるが、好天等により異常に増大し、需給バランスが崩れる場合や、天候不順により低品質の果実が多量に発生する場合等、その時々気象災害及び社会情勢による緊急事態が発生する場合がある。その事態に対応するため、国及び中央協会（以下、「中央協会等」という。）が緊急に特別対策事業を行う場合がある。（事業実施の判断及びその事業内容については、中央協会等が決定する。）

本協会は、果樹等緊急対策事業の実施において、その実施方法で本協会を通じた事業実施とされたものについて、中央協会等からの補助等を受けて、県内の果樹生産者や果実加工業者等を支援する事業を実施することとなる。（現在実施している事業はない。）

なお、これまでに行われた主な事業内容は、以下のとおり。

- ・天候不順により、低品質の果実が多量に発生し、その果実が消費者の不興を買わないよう、また市場価格を下落させないようする為、加工用果実として出荷した場合に、当該果実を産地から加工業者に搬入するための運賃の一部を補助した事業。（緊急需給調整特別対策事業：平成23年度に他県で実施）
- ・原油価格高騰時にハウス用の被覆資材等高騰した資材や燃料費の一部を補助した事業。（省エネ技術緊急導入促進事業：平成20年度に本県で実施）

- ・令和2年7月に県内で発生した豪雨により被災した果樹園地の復旧を目的とし、樹体洗浄及び防除の経費を補助した事業。（果樹産地再生支援対策：令和2年度実施 補助金交付額54,491千円（事業費 55,171千円））
- ・令和3年4月に県内で発生した凍霜害により被害を受けた果樹園地における選別作業等に対する補助事業。（自然災害被害果実加工利用促進等対策事業：令和3年度実施 補助金交付額11,343千円（事業費 11,491千円））
- ・令和3年4月に県内で発生した凍霜害により被害を受けた果樹園地に対する防霜設備設置に係る補助事業。（果樹災害対応緊急支援事業：令和4年度実施 補助金交付額50,835千円（事業費 104,224千円））
- ・令和4年8月3日以降に県内で発生した大雨により冠水被害を受けた果樹園地での樹体洗浄や防除等に対する補助事業。（果樹産地再生支援対策事業：令和4年度実施 補助金交付額2,640千円（事業費 2,640千円）：令和5年度実施 補助金交付額1,725千円（事業費 1,725千円））
- ・令和5年3月以降に県内で発生した凍霜害により被害を受けた果樹園地における選別作業等に対する補助事業。（自然災害被害果実加工利用促進等対策事業：令和5年度実施 補助金交付額1,863千円（事業費 1,874千円））
- ・令和6年6月以降の高温障害により被害を受けた果樹園地における選別作業等に対する補助事業。（自然災害被害果実加工利用促進等対策事業：令和6年度実施 補助金交付額1,898千円（事業費 1,903千円））

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	関係機関が実施する山形県園芸作物の安定的な販売と生産振興を目的とした事業の一部（事務）を受託する事業	第 4 条
事業の概要		
<p>山形県産園芸作物の安定的な販売と生産振興を目的として、全国農業協同組合連合会山形県本部（以下「全農山形」という。）、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「振興機構」という。）等関係機関が実施する次の事業に係る事業経費の支払事務及び資料の確認・作成等の事務を、当該関係機関を委託元とした受託事業として実施する。</p> <p>①園芸作物消費拡大対策事業（実施主体：全農山形）                  ②指定野菜価格安定対策事業（実施主体：全農山形）                  ③加工・業務用野菜生産基盤強化事業（実施主体：振興機構）</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注 1）		
許認可等の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注 1 記載した許認可を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。  
 また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 2	そば流通安定化対策事業	第 4 条
事業の概要		
<p>そばは、天候により収量が大きく左右され、また、安価な外国産の輸入が増えていることから、国産そばの生産を続けるには、産地維持と供給先である実需者（製粉会社等）との契約を維持することが重要な課題である。</p> <p>当事業は、県産そばの生産振興と県産そばを安定的に供給することを目的に、取引価格の変動による影響を緩和するため、そば取引に関わるそば生産者と実需者に対し補てん金を交付するものであるが、本事業の実施は、過去に積み立てられた残存資金を財源に、当該積立を行った生産者及び実需者のみを対象に行っており、現在、新たな申込み及び資金の造成は行っていない。したがって、本事業は、不特定多数の者を対象としていないことから公益目的事業とはせずにその他事業として整理した</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注 1）		
許認可等の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注 1 記載した許認可を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。  
 また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。